に接する白ロシア共和国政府のコワリヨフ首相は、事故後に同共和国内の住民２万４千７００人が、すでに避難していることを発表。先のウクライナ共和国住民１３万５千人の避難に加えて、新たに大量の住民の避難が行なわれていたことが初めて明らかになった。そして、同国内の２０カ所の集団農場と国営農場が廃止されたことを発表。廃止によって使用されなくなった農業用地の面積は、なんと１０万４千ヘクタールに及ぶ。これは、我が国にあてはめると、ここ愛媛県と、となりの香川県の農業用地の合計１０万２６９ヘクタールをさらに３千ヘクタール以上上回る面積である。

同首相は、さらに、１０万３千人の同国住民が、通常の手段では、汚染されていない食料を確保できない状態で暮らすことを余儀なくされていることを明かにし、「中央の機関の一部の指導者、専門家が責任を感じていない」と批判した（甲２８号証の８）。

⑥同年３月１０日、タス通信は、チェル４号から約９００Km北方のソ連邦エストニア共和国のシルマエ市で、幼稚園の園児２４人に脱毛が発生したことを報道（甲２８号証の５）。

⑦同年３月１５日、チェル４号から製法５０Kmから９０Km離れているジトミル州のペトロコルホーズで、事故後の１年間に６４頭、８７年は９月までの間だけで７６頭の頭、手、足のない家畜が生まれたことが報道された（甲２８号証の９－１）。

右のニュースは、その後、ソ連内の“専門家”と称する人達が「科学的でない」と放射能による影響を否定した。また、これに便乗して、我が国の推進派は、ソ連には放射能汚染の影響など何もないかのごとくＰＲにこれつとめた。しかし、事実は言葉やＰＲパンフで消し去ることはできない。

同年３月中旬に、同所に実際に訪れたフリージャーナリストの広河隆一さんは、先の記事を書き、現在は放射能障害で入院中の記者に合って記事の内容を確認。さらに、コルホーズ議長から「昨年１年間だけで、目に異常のあるブタが３０頭生まれたので、１カ月前から飼育を中止した」との証言と、同地区ナロジチ病院の医師と看護婦から「子供のうち２人に１人は甲状腺の肥大が認められる。事故以前にこんなことはなかった」、「子供の甲状腺肥大がガンに変わらないかと心配している」との証言を得たのである（甲２８号証の９－２）。

会計報告 （'90.3／1～3／31）

収　入	
ニュース講読料	７５，０００
コピー代金	１４，５６０
計	８９，５６０
支　出	
ニュース印刷代	１６，４８０
郵送料	１０，７５４
振替手数料	４１０
資料費	１２，７８０
リース料	１０，３００
弁護団会議費	２，７００
計	５３，４２４
差　引	３６，１３６
積立金合計	３，０２３，５７７

伊方訴訟ニュース

第 200 号
1990年4月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

福島第二原発訴訟控訴審判決

「安全審査は原発の安全と別問題」「国策」を盾に居直りと説教

東京電力福島第二原発の周辺の住民らは、１５年前から伊方訴訟に続いて、１号炉の設置許可を取り消すよう裁判所に訴えてきたが、その訴えを、福島地裁に続いて仙台高裁も、３月２０日に棄却してしまった。

その判決は伊方の控訴審判決を受け継いだものであり、その内容も予想されてはいた。ただ、仙台高裁での審理中に、あのチェルノブイリ原発事故が発生し、そのことを裁判所がどう受け止めるかが注目されていた。　とくに、昨年１月には、同原発３号炉で、ぞっとするような事故が起こって大問題になっていた。また、昨年７月には、「もんじゅ」訴訟での「原告適格」について、名古屋高裁が福井地裁の決定をくつがえし、破局的な災害をもたらす「事故の可能性を皆無とする完全な保証はない」との判決を出していた。

今回の仙台高裁の判決の大筋は、伊方訴訟判決と同様に、次のようにまとめられる。

「安全審査の対象は基本設計だけであり、それに関する限り、安全審査の合理性は認められる。スリーマイル島原発やチェルノブイリ原発での事故の主な原因は、運転員の誤判断や規則違反、つまり『運転管理』に属すことがらで、本件審査と関係ない」と。

伊方の住民らが批判してきたように、「基本設計」という言葉は、法律の条文にも全く使われていないし、その定義すらあいまいなものである。しかし、たとえその言葉を認めるとしても、今回の判決も重大な誤りを犯している。それは、「基本設計」と「運転管理」とを苦し紛れに切り離したことである。

安全審査では、「基本設計」が妥当であるかどうかを、いくつかの事故を想定し、そうした事故が起こっても災害は発生しないということで確かめることになっている。ところが、それらの想定事故は、機器の故障や運転員の誤操作など「運転管理」のまずさが原因で起こるとされている。つまり、「基本設計」と「運転管理」とは、想定事故を通じて不可分に結びついていることを安全審査も前提としてきていた。それを今回の判決も乱暴に切り離し、米ソでの二大事故の火の粉を払い除けようとした。

その結果、当然、安全審査は現実ばなれしたものとなる。それで今回の判決では、これまで国側が主張してきた「安全審査は原発の実際の安全とは別物」との見解をあらわに判

決文に採用したのである。

しかしそれではあまりにも格好がつかないと判断したのか、判決理由をのべたあとで、電力会社やメーカーを次のように戒めることで判決の破綻を繕おうとしている。すなわち詳細設計、建設、運転の「各段階の関係者は最善の努力によって安全性を確保していかなければならない」と。

それでも、原告ら住民はとても納得しないと判断したのであろう、こともあろうに原発に反対する人たちを対象に、原発推進の「国策」に従うよう説教するという、なりふりかまわぬ脱線ぶり。

「原発をやめるとしたら、代替発電は何にするのか。・・・。原発は危険だが、火力発電は安全だ、とはいえない」と。そして「結局、研究を重ねて原発の安全性を高めなければならない」との感想で幕というひどさ。

今回の判決は、チェルノブイリの重圧を受けた裁判官たちが、「国策」を盾に居直る道を選んだことを示しており、各地の原発訴訟の先頭を切って最高裁で審理中の伊方訴訟の露払い役ともなっているのであろうか。

原告準備書面

ーチェルノブイリ原発事故と
災害評価の失当（４）ー

（１９９０年2月２２日提出）
（その２）

（一）事故から数日間で１３万５千人の住民が３０キロメートル圏外へ強制避難した。

③ソ連・ヨーロッパで８３万５千人がガンで死ぬ。

これらの世界的な放射能汚染の結果、多くの科学者や政府機関が、今回のただ一度の原発事故による放射能で、数万人から数十万人がガンで死亡すると予測している。例えば、京都大学原子炉実験所の小出裕章さんは、セシウム１３７の１核種による被曝だけでも、チェル４号炉から半径６００Ｋｍ内のソ連邦領内で、５７万２千３５０人がガンで死亡しソ連邦を除くヨーロッパ諸国で、２６万３千１００人、合わせて８３万５千４５１人もの人々が、ガンによって死亡すると予測している（原告８９年1月２０日提出書面）。

その後、同原発から約１４００Ｋｍ西のドイツ東部国境付近で、牛の異常出産や流産の多発ーという情報が世界を走り、「ソ連国内の被害は一体どんな状況なのか」と全世界の人々が不安と恐怖の下で見守り続けたが、一般に公開される情報は少なく、状況は摑みにくいものだった。

（二）住民の反対で、ソ連の原発建設が中止に追い込まれた。

しかし、いわゆるペレストロイカと称されるソ連邦内の政治情勢の変化の進展と、同原発によってもたらされた余りにも深刻な被害の結果によって、徐々に、国内の状況が明るみに出始めた。

その一番はじめに出た大きなニュースが、事故後１年１０カ月過ぎた１９８８年1月２１日、ソ連の黒海に近いクラスノダール原発（クリミア原発）が、建設途中にもかかわらず、住民の強い反対で建設中止が決定されたというものだった（甲２８号証の１）。このニュースによって我々は、ソ連の人々が、遂に原発に対して明確に「ニェット」と拒否することを決意したことを知ったのである。

（三）イタリヤ国民が、原発を国民投票で拒否。

このソ連原発建設中止の約３カ月前、同じく、世界を揺り動かす事態が起きている。それは、イタリヤの国民投票による原発エネルギーの全面的な拒否という結果である。投票した国民の８割近くが、原発の建設、運転に不可欠の条件の設置について、いずれも「ノン」とし、事実上の原発廃止の道を選んだのである（甲２８号証の２）。

そして、この国民投票の結果を受けて、翌１９８８年１２月、イタリヤ政府は、運転中の原発３基のうち１基を廃炉とし、建設中の１基と、計画中の２基は中止とする決定を行なった（甲２８号証の３）。

日本と同じように、石油資源などを持たないイタリヤ国民と政府の原発廃棄の選択という結果は、チェル４号事故によって、この国がいかに強い打撃をうけたかという事実を示している。同時に、チェル４号事故から学ぶものも、改めるものも何もないとウソ吹く被告らの、国民に対する許し難い背反の姿勢と犯罪的立場を浮き彫りにするのである。

（四）姿を現わし始めた放射能汚染の恐怖の実態

ー１ｍを超えるお化けキノコ、５００Ｋｍ離れた地域の児童に脱毛ー

①１９８８年4月２５日、共同通信社特派員は、チェル４号事故現場付近では、高さ１ｍほどもあるお化けキノコ、巨大な葉っぱをつけたカシの木や、異常に背の高い雑草など、放射能による突然変異と思われるものが出現しているとの住民の証言が、ソ連国内でしきりと報道されるようになったと伝え、始めて、事故現場周辺の生命、植物に対する大変な事態が発生していることが明かになった。そして、それは、必ずや近い日に、人間にも現実となって現われるだろうとの予告でもあったのだ（甲２８号証の４）。

②その予告は、わずか半年後に現実となった。この年の１０月３０日、ウクライナ共和国の地元新聞は、チェル４号から西へ約５００Ｋｍ離れた同国チェルノフツイ市で児童約１００人に脱毛症状が発生したーと報道（甲２８号証の５）。

③地震発生で原発を停止、閉鎖へ。

同年１２月、ソ連邦のアルメニヤ共和国のアルメニヤ原発１号炉が、同地方で起きた大地震の後、ルイシコフソ連首相が「地震で住民の不安が高まった」として閉鎖されることが決まった。

次いで、アゼルバイジャン、ミンスク、オデッサ、グルジアの各原発の建設中止が発表された（甲２８号証の６の１、同２）。

④ヨーロッパでも原発計画の中止が相次ぐ

同年１２月９日、ベルギー政府は、ドール５号炉の増設を中止し、ガス火力に計画変更することを決定（同上の６の２）。

これに先立つ３月に、スエーデン政府は、稼働中の２基の原発を１９９５年、９６年に各閉鎖することを決定（甲２８号証の７）。

⑤新たに避難していた２万４千人の白ロシア住民。

１９８９年2月１１日、チェル４号の地方